

山梨県公報

号外第三号

平成二十四年
二月一日

水曜日

目次

公 告

平成二十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………一

公 告

●平成二十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、
平成二十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法
律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次
のとおり公表する。

平成二十四年二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流土砂流出防備保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流土砂流出防備保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流土砂流出防備保安林

七二一・一六ヘクタール
一六・〇六ヘクタール
一、一四四・八七ヘクタール
一五八・三二ヘクタール
一一一・二六ヘクタール
一六二・七八ヘクタール

同一の単位とされる保安林 皆伐面積の限度

甲府地区水源かん養保安林	一、六三六・四四ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七三・九七ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一六二・二四ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇六・五六ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、七二〇・四一ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四一・六二ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・一一ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
葎崎地区水源かん養保安林	一、〇四四・一五ヘクタール
葎崎地区土砂流出防備保安林	五六五・六七ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番